

# おおた区民活動団体連絡会 令和4(2022)年度定期総会 議案書

## 議案1 令和3(2021)年度(2021年4月～2022年3月)事業報告

### 組織運営

#### ・定期総会

令和3(2021)年5月28日(金) 書面議決にて議決承認

#### ・世話人会 基本的に毎月開催

令和3(2021)年5月～令和4(2022)年4月まで年間11回開催

(感染症予防対策により休会1回)

#### ・区民活動団体データブック令和2(2020)年度版(会員紹介データブック)600部を作成(3月発行)しましたが、感染予防のため、配布活動を行いました。

配布・大田区議会議員、大田区地域力推進部区民協働担当、大田区区民協働推進会議委員、大田区地域福祉計画推進会議委員、区内図書館

#### ・メーリングリストを活用し、ニュース、世話人会情報、後援をしたイベント、活用できる助成制度などの情報を適宜提供。

### 交流事業

#### ・会員団体交流会は感染予防のため実施できませんでした。

#### ・区民活動ツアーは後援した「地域おこし名人・達人サミット in おおた」で12月開催予定のバスツアーとコラボレーションを予定していましたが感染予防のため実施できませんでした。

### 連携協力事業

#### ・懇談会

##### ○大田区役所区民協働担当との懇談会(別紙をご参照ください)

令和3(2021)年6月28日(月) 18:00-19:30 大田区立消費者生活センター 講座室  
地域力推進部長・課長・区民協働担当係長 当連絡会共同代表1名 世話人3名 会員1名

##### ○大田区社会福祉協議会との懇談会(別紙をご参照ください)

令和3(2021)年6月1日(火) 10:00-12:00 大田区社会福祉センター 7階 多目的室  
事務局長、次長、おおた地域共生ボランティアセンター長、共生担当係長 計4名  
当連絡会共同代表2名 世話人1名 会員1名

## イベント参加・協力

- こらば大森主催 区民活動レベルアップ講座 「コロナ禍でも活動をマジで止めない！」～協働とIT活用 本気編～ 地域活動の連携・ネットワークレベルアップ講座 第5回  
「コロナ禍デモ活動を止めない工夫」  
講師・唐木理恵子氏 認定NPO法人日本ボランティアコーディネーター協会  
「コロナ禍でNPOは事業と組織のオンライン化をどう進めていけばよいか？」  
講師・濱住邦彦氏 NPO法人ユースコミュニティー 代表理事  
後援・企画運営協力、周知協力、参加協力しました。
- 大田区主催「NPO・区民活動フォーラム」にかわる講演・パネルディスカッションのイベント企画運営、講師選定と連絡作業を行い、協力をしましたが、感染予防のため実施できませんでした。

## 審議会等の委員

- 大田区地域福祉計画推進会議 委員（共同代表・浜洋子）
- （仮称）大田区地域コミュニティセンター名称検討会（共同代表・浜洋子）

## 後援事業（会員団体事業を後援）

- 全国地域おこし名人・達人サミット in おおた「達人で魅せるおおた」  
令和3（2021）年12月5日（日） 東邦大学看護学部校舎
- 「不安の正体」上映会+シンポジウム 障がい者啓発グループ ツタエルチカラ  
令和4年（2022）年2月12日（土） 下丸子区民プラザ 大ホール

## 学習会事業

茶論（さろん）は感染症予防のため開催できませんでした。

**議案2** 令和3（2021）年度（2021年4月～2022年3月）会計報告及び会計監査報告

別紙

### 議案3 令和4（2022）年度（2022年4月～2023年3月）目標

#### 大田区におけるNPO・区民活動団体の信用と信頼を高める

##### 目標1 オーちゃんネット登録団体の加入を得る

区主催の区民活動コーディネーター養成講座の受講者・修了者の所属団体、NPO・区民活動フォーラムの参加団体等に対して加入促進を行う。

##### 目標2 「おおた区民活動団体連絡会10周年を祝う会」+「交流会」開催

団体間連携が深まるよう、コーディネート役として交流を図る。

##### 目標3 地域力を推進する団体として組織の経験の蓄積と区政における認知を高める

地域において、多様な人材や団体の連携・協働が進んでいくための礎となるため、組織としての経験の蓄積を高める。おおた区民活動団体連絡会がNPO・区民活動団体の連合体として発信できる団体となるよう努める。

### 議案4 令和4（2022）年度（2022年4月～2023年3月）事業計画

時期	事業
通年（年10回程度）	世話人会
通年（年2回程度）	連絡会ニュースの発行
通年（随時）	会員団体主催共催事業への後援
通年（随時）	他団体実施の各種学習会への講師派遣
通年（随時）	区の審議会等の委員
4年5月27日（金）	令和4(2022)年度定期総会書面議決
6月（集会型または代表者のみ）	大田区役所区民協働担当との懇談会 会場・生活センター 講座室等
6月（集会型または代表者のみ）	大田区社会福祉協議会との懇談会 会場・社会福祉センター7階 多目的室
感染症状況により日程未定	おおた区民活動団体連絡会10周年を祝う会 +会員団体交流会（納涼会）
9月	第19回茶論（さろん）
12月4日（日）	区民活動バスツアー「地域おこし名人・達人サミット in おおた連携企画
4年2月	大田区主催「NPO・区民活動フォーラム」
通年目標	大田区におけるNPO・区民活動団体の信用と信頼を高める

※ 茶論（さろん）、区民活動ツアーのテーマは、会員団体等の取り組み分野から選びます

**議案5** 令和4(2022)年度(2022年4月~2023年3月)予算  
別紙

**議案6** 令和3(2021)年度(2021年4月~2022年3月)世話人

\*会則第7条第1項 「世話人は、正会員から選出し、5名以上で構成します。」  
(団体名の法人呼称を除く50音順)

団体名	氏名	備考
おおた・子育てわいわいフェスタ連絡会	大河内 千恵子(オホウチ チエコ)	(再)
NPO法人大森まちづくりカフェ	奥田 和子(オクダ カズコ)	(再)
サードエイジサロン	中西 光彦(ナカニシ ヒロヒコ)	(再)
NPO法人男女共同参画おおた	青木 千恵(アオキ チエコ)	(再)
NEXPOふれあいネットワーク	柳谷 由美(ヤギヤ ユミ)	(再)
NPO法人大田区介護支援専門員連絡会	浜 洋子(ハマ ヨウコ)	(所属団体変更 再)
NPO法人ユースコミュニティー	濱住 邦彦(ハマズミ クニヒコ)	(新)
NPO法人読み聞かせネットワークヒッポ	近藤 真奈美(コトドウ マナミ)	(再)

以上 名

世話人は会員団体から積極的に参加いただきたく、いつでもお申し出ください。

おおた区民活動団体連絡会 会員一覧 令和3（2021）年4月1日現在

1	iCassa（日本経絡かつさ促進会）
2	NPO 法人あか・しろ・きいろ発達障害者(児)支援の会
3	NPO 法人いずこねっと
4	英会話同好会 from OTA（EDO会）
5	一般社団法人 EXPRESSION
6	大田 NPO 活動団体交流会
7	NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会
8	公益社団法人大田区シルバー人材センター
9	大田区通所介護事業者連絡会
10	大田区の生涯学習を考える会「3わ会」
11	おおた高齢者見守りネットワーク（みま〜も）
12	おおた・子育てわいわいフェスタ連絡会
13	おおたコマプロジェクト
14	NPO 法人おおた市民活動推進機構
15	おおた社会福祉士会
16	おおた生涯学習世話人会
17	おおた地域包括ケアシステムをすすめる会
18	おおた復興支援活動団体協議会（りすこ）
19	おおた・ふぼれんネットワーク
20	NPO 法人大森コラボレーション
21	NPO 法人大森まちづくりカフェ
22	おおもり・まちづくり協議会
23	おとな&こども・ほっとネット
24	蒲田西口商店街振興組合 青年部
25	一般社団法人木谷ウオーキング研究所
26	こらぼ・このはな
27	サードエイジサロン（TAS）
28	NPO 法人茶道キャラバン喫茶去（きっさこ）
29	山王1・2丁目自治会
30	自主学习支援会
31	NPO 法人ジャパンユニバーサルスポーツ・ネットワーク
32	障害者理解啓発グループおおた〜ツタエルチカラ〜
33	精神障害当事者会ポルケ
34	一般社団法人想理アテンダントサービス
35	NPO 法人大身連
36	NPO 世界環境改善連合
37	NPO 法人男女共同参画おおた
38	ド素人バスケ練習会

39	一般社団法人ともしび at だんだん
40	公益社団法人日本サードセクター経営者協会 (JACEVO)
41	一般社団法人日本社会連帯機構
42	NEXPO ふれあいネットワーク
43	NPO 法人ネットワーク Bear
44	羽田ビーチクラブ
45	NPO 法人ふぁみりーサポートちきちきネット
46	ふえみねっと・おおた
47	NPO 法人福祉コミュニティ大田
48	ふれあいこどもクラブ
49	NPO 法人文化活動支援機構フォレスト
50	一般社団法人まじっく缶
51	メイジャ・マクレ大田運営委員会
52	NPO 法人ユースコミュニティー
53	NPO 法人読み聞かせネットワークヒッポ
54	NPO 法人ワーカーズコープ東京南部事業本部
	賛助会員
1	大田まち活ネット
2	小川直美
3	庄嶋たかひろ
4	須山加代子
5	まちづくり縁パワメント (縁ぱわ)
6	もり愛
7	NPO 法人色えんぴつ

# おおた区民活動団体連絡会会則

## 第1条 名称

この会は、おおた区民活動団体連絡会と称します。

## 第2条 事務所

事務所は、大田区内の代表の団体事務所に置きます。

## 第3条 目的

この会は、大田区内に本部、または活動拠点をもつ区民活動団体が、その規模や分野にかかわらず、対等な立場で、考え方の違いを認め合い、交流を深めながら、情報・意見の交換などを行います。この会において、それぞれの団体の特性を発揮し、ネットワーク形成の促進をめざし、地域が暮らしやすく元気になることを目的として活動します。

## 第4条 事業

前条の目的を実現するために、次のような事業を行います。

- (1) 区民活動団体間の連携と協力を進める。
- (2) 講座や学習会などを実施する。
- (3) 行政の事業（大田区区民活動情報サイトや区民活動支援施設など）の活用方法と充実を考える。
- (4) 行政や関係機関との連携と協力を進める。
- (5) 会の活動に必要な事業を実施する。

また、これらの事業を実施するために、適宜、実行委員会を設けます。

## 第5条 会員

- 1 大田区区民活動情報サイトに登録し、この会の目的に賛同した団体をもって正会員とします。また、この会の目的に賛同し、世話人会が承認した、この会に協力する団体、個人をもって賛助会員とします。
- 2 入会  
会員になろうとする団体・個人は、入会申込書を提出し、会費を納入します。
- 3 退会
  - (1) 2年間会費の納入のない場合は、退会とします。
  - (2) この会の目的に沿わない場合は、世話人会の判断をもって退会となる場合があります。

## 第6条 総会

- 1 総会は、正会員の2分の1以上の出席（書面による委任を含む）をもって成立します。議決は、出席した正会員の過半数をもって決定します。
- 2 総会の開催

定期総会は、年1回開催します。

臨時総会は、3分の1以上の正会員の要請があったとき、または世話人会が必要と認めたときに開催します。

### 3 総会の役割

- (1) 世話人の選出
- (2) 事業報告・決算の決定
- (3) 事業計画・予算の決定
- (4) 会則の改定
- (5) その他、総会で決定することが望ましいと世話人会で判断された事項

### 第7条 世話人会

- 1 世話人は、正会員から選出し、5名以上で構成します。
- 2 世話人会は、共同代表3名、会計1名、監査1名を置きます。
- 3 世話人の任期は、1年とします。ただし、再任は妨げないものとします。
- 4 世話人会は、年4回以上必要に応じて開催します。
- 5 世話人会は、この会の運営について協議します。また、事業を実施するために、会員に呼びかけて、実行委員会を設けます。
- 6 世話人会における情報は、会員に公開され、共有されます。

### 第8条 会費

年会費は、正会員・賛助会員ともに3,000円とします。

### 第9条 事業年度

事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とします。

### 第10条 個人情報の取り扱い

この会がその活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとします。

### 附則

この会則は、平成23年4月16日より施行されます。

平成29年10月1日より連絡会事務所は「大田区蒲田本町2-12-1 松井ビル1階 特定非営利活動法人福祉コミュニティ大田」内に置くことと世話人会で確認されました。

## おおた区民活動団体連絡会 個人情報取扱方法

### (目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料で会員に周知する。

### (個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、「入会申込書」などにより同意を得て共同代表に提出された個人が特定される事項とする。

### (同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配付しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

### (利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 連絡、会費請求、その他文書の送付
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 事業実施時などの名簿及び記録の作成

### (管理)

第7条 個人情報は共同代表又は共同代表が指定する世話人が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は共同代表又は共同代表が指定する世話人立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合



# 後 援 申 請 書

おおた区民活動団体連絡会あて

FAX 03—

○

おおた区民活動団体連絡会に下記イベントの後援を申請します。

毎月中旬に開かれます世話人会にて承認を取りますので、月の中旬までにご提出をお願いします。

記入日 年 月 日

イベント名			
開催予定日	年 月 日 ( )		
企画内容	案内等あれば添付お願いします。その場合は特に内容の記載はいりません。		
団体名 (団体会員) 又は 個人名 (個人会員)			
連絡担当者名			
団体 住所	〒 (個人宅の場合は氏名も記載)		
電話番号		FAX 番号	
メール アドレス			

☆いただいた情報は、「連絡、その他文書の送付」「会員名簿の確認」にのみ使用します。

会員団体が主催しているイベントに限ります。

実行委員会形式での開催の場合、実行委員会に会員団体が団体として入っている場合に限ります。

後援について承認を得た場合、案内に後援・おおた区民活動団体連絡会 と入れることが出来ます。会員メーリングリストで広報することが出来ます。また、毎年作成している区民活動団体データブック発送時に時期があえば案内を同封することが出来ます。